社会教育委員活動のためのハンドブック

-2022年版-



神奈川県社会教育委員連絡協議会

はじめに

神奈川県社会教育委員連絡協議会 会 長 小 池 茂 子

社会教育委員にはどのような役割が期待されているのか、 どのようなことをすれば良いのかについて、参考にしていた だくために、神奈川県社会教育委員連絡協議会として、この 冊子をまとめました。もとより、社会教育委員それぞれが工 夫して、地域の社会教育の進展のために努力することが求めら れるのですが、各地の社会教育委員が情報を交換し、自分た ちも学びながら活動することを継続したいものです。 社会教育委員としての日常的な活動に役立てば幸いです。

神奈川県社会教育委員連絡協議会の関係図

33市町村 社会教育委員の会議

神奈川県社会教育委員連絡協議会(事務局 神奈川県教育委員会生涯学習課)

関東甲信越静社会教育委員連絡協議会

一般社団法人全国社会教育委員連合

♦ もくじ ♦

1	社会教育と生涯学習	1
2	社会教育委員の役割	3
3	社会教育行政の役割	7
4	社会教育主事・社会教育士との協働	10
5	社会教育関係団体の目的	12
6	社会教育委員会議の持ち方	13
7	市町村のページ	15
8	資料編	17

神奈川県社会教育委員連絡協議会	(県社教連)	の概要

○設 立 昭和37年4月

○加盟団体数 34団体(県及び政令市・中核市を含む)

〇会員数 381人(令和4年2月現在)

〇目 的 ・県市町村の社会教育委員相互の連携協調を図る。

・県内の社会教育の振興発展に寄与する。

〇主な活動 ・各種研究会、講習会、協議会等の開催

・社会教育に関する情報の交換

・社会教育振興に関する調査研究

・関係機関、団体との連絡

・その他目的達成に必要な事業

Ⅰ 社会教育と生涯学習

社会教育とは

【教育基本法第十二条(社会教育)】

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及 び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法第二条(社会教育の定義)】

この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

社会教育とは、学校教育と家庭教育以外の広く社会において行われる教育です。社会教育は、学校教育とは異なり、人々の学習ニーズに即した幅広い学習内容をもっています。また、社会教育は、多様な主体により様々な場や機会で行われていますが、学習の拠点となる代表的な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設などがあります。

近年の社会環境は、人口減少、少子高齢化、グローバル化、格差の拡大など、大きな変化に晒されています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行により、社会教育が大切にしてきた「直接、人が集い交わる」ことが難しい時代にもなっています。

その中で、社会教育行政の仕事は主に環境醸成であり、地域の教育力の再生・活性化(絆づくり・地域づくり)や、地域住民の自立に向けた学習の充実(人づくり)のために豊かな学習内容を編成し、様々な方法を用いて教育活動を振興することができるでしょう。

住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」を推し進めるうえで、社会教育委員には地域や社会の課題解決に向けた取組を行う民間団体や、人材の活躍・連携を促進していくことが重要です。社会教育委員には、そのための方策や、地域住民自らが地域の課題を解決するという自立に向けた支援策を、より具体的に行政に提示し、それぞれの立場で実践していくことが期待されています。

生涯学習とは

【教育基本法第三条(生涯学習の理念)】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習とは、人々の自発的な意志に基づいて、「自己の充実」「生活の向上」「職業能力の向上」のために、自ら学ぶ内容を選び、充実した人生を送ることをめざして、生涯にわたって行うあらゆる学習であるといえます。そのため、一人ひとりの学びの内容は異なり、例えば、テニスやランニング、英会話などの技術の向上、健康の促進のために行うものや、地域の清掃活動、本の読み聞かせなどのボランティア活動に伴う学習も含まれます。

生涯学習を振興する行政には、子どもにとっては「生きる力」が、大人にとっては、自立した一人の人間として力強く生きるための「総合的な力」が身に付くよう、ライフステージに応じた学習機会や体験活動の提供、環境の整備、さらには、学んだ成果を社会に還元するための仕組みづくりを社会教育という形で支援することが求められています。

	神奈川県社会教育	委員連絡協議会の年間事業(例)
月	事業名	内 容
4月		
5月	幹事会、理事会	総会に向けて事業計画、予算案等について協議
6月	総会	当該年度事業計画案、予算案等について審議
		講演会の実施
7月		
8月	研修会	テーマに基づいた講演会、シンポジウム、分科
		会等の実施
9月		
10月	幹事会、理事会	事業報告と今後の計画について協議
11月	地区研究会	市町村の事例発表・活動報告等
	事業検討・調査研究	次年度事業、社会教育委員調査について協議
	委員会	
I 月		
2月	理事会、地区研究会	市町村の事例発表・活動報告等
3月	事業検討・調査研究	次年度事業等について協議
	委員会	
<u> </u>	•	

2 社会教育委員の役割

【社会教育法第十五条(社会教育委員の設置)】 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

【社会教育法第十七条(社会教育委員の職務)】

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた 青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育 指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員の設置は任意ですが、神奈川県では、政令市・中核市を含む33市町村すべてに設置されています。

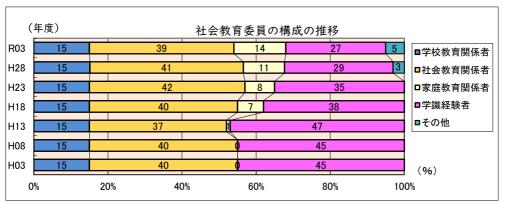
社会教育委員制度は住民参加型の行政の仕組みを表している制度です。 委員は地域住民と行政の間にいる立場で、「住民の声を行政に反映させる」という大切な役割を担っています。

また、社会教育委員は会議を通じて意見を述べることのほかに、これまでの経験を生かしながら、あらゆる視点で地域の様々な教育資源(講師といった人材、人、モノ、財源等)をつなぐ、ネットワーク化するという目的意識を持ちながら、日ごろから主体的に活動を行い、次のようなことを心がけることが大切でしょう。

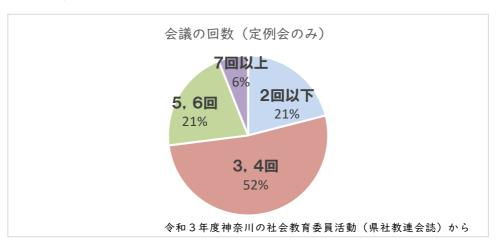
- ①教育委員の会議に積極的に出席して意見を述べること
- ②各種審議、提言活動などや調査研究機能を強化すること
- ③公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の運営のあり方について、総合的な企画立案、提言などを行うこと
- ④行政主催の研修会や会議等に積極的に参加し意見を述べること
- ⑤一般社団法人全国社会教育委員連合主催の全国大会、関東甲信越静 社会教育研究大会に参加するとともに、『社教情報』等により先進 的な情報の入手に努めること

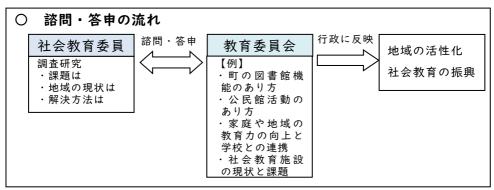
○ 委員の委嘱の背景

令和3年度神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)から



○ 会議の回数





○ 諮問・答申の状況

神奈川県内では、次のような諮問を受けて、社会教育委員が研究調査を行っている市町村があります。

「本市における社会参加のすそ野の拡大について」 (平成30年11月 横浜市) 「新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について」

(令和2年9月 茅ヶ崎市)

「大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について」

(令和2年1月 大和市)

「こども読書よむ読むプランについて」

(令和 4年 2月 大和市)

「綾瀬市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の改正について」

(令和2年10月 綾瀬市)

「生涯学習課所管の付属機関の再編について」

(令和3年8月 綾瀬市)

「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」 (令和3年11月 伊勢原市)

「少子高齢化時代における社会教育のあり方について」 (平成31年4月 山北町)

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

諮問答申の件数 (文書及び口頭によるものの合計数)

(件)

	S 50	S 59	H 6	H16	H 26	H 30	R 3
諮問	28	22	12	21	25	14	22
答申	26	22	10	17	24	14	18

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

また、教育委員会に対して社会教育委員会議が建議や意見具申をしている市町村もあります。

「コミュニティセンターのあり方と地域・学校・子どもたちとの関わりについて 」(横須賀市) 「市生涯学習推進プラン第 2 次改定」 「第三次南足柄市子ども読書活

動推進計画策定」「子どもの地域活動について」(南足柄市)

「大井町子ども読書活動推進に向けての提言書」(大井町)

「読書活動推進」(松田町)

「地区公民館について」(小田原市)

「読書活動の推進について」「開成町民センター図書室のあり方について」 (開成町)

※令和元~3年度『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

建議の件数 (意見具申を含む)

(件)

							(117
	S 50	S 59	H 6	H16	H 26	H 30	R 3
文書	48	10	8	6	5	3	0
口頭	(真鶴町の30 件を含む)	5	-	0	0	0	I
継続 審議中	_	_	8	5	2	L	4

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

○ 教育委員会への意見具申等について

ア 社会教育法第17条第2項により、教育委員会へ出席して意見を述べる機会をもった自治体

年月日	自治体名	件名	主な内容
R2.11.20	横浜市	第32期横浜市社会教育委員会議 提言について	提言について報告 教育委員との意見交換
R3. 2	南足柄市	第三次南足柄市子ども読書活動 推進計画策定	第三次南足柄市子ども読書活動 推進計画策定についての報告
R2. 2	南足柄市	市生涯学習推進プランの第2次 改定	市生涯学習推進プランの第2 次改定についての報告
R3. 4. 27	伊勢原市	社会教育委員による点検評価	平成30年度に実施した社会教育関係事業の事業施策における推進状況について

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

イ 上記以外で教育委員会と定期または不定期に意見交換を行った自治体

自治体名	定期・不定期	年月日	主 な 内 容
	不定期	H31.4.18	宮前区の図書館・市民館充実に向けた整備計画への要望
川崎市	不定期	R元.5.14	平成30・31 (令和元) 年度研究報告書について(中間)
	不定期	R2.2.12	平成30・31(令和元)年度研究報告書について
平塚市	定期	R2. 2. 18	社会教育委員会議の協議経過報告
十塚巾		R4.2.17	(教育委員会と社会教育委員とで年 回実施)
中井町	不定期	R元.12.19	町の教育全般について意見交換
山北町	不定期	H31.4.23	教育長より議長が諮問を受けた

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

3 社会教育行政の役割

【社会教育法第五条(市町村の教育委員会の事務)】

市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励 に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育 に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- ハ 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は 技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に 関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び 学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設 その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにそ の奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動 の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

【社会教育法第六条(都道府県の教育委員会の事務)】

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務(同項第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料 の 配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあっせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

社会教育行政といっても、広いエリアが対象となる上、直接的な住民サービスを目的としない県と、きめ細やかな住民サービスを目的とする市町村とでは、その役割が自ずと異なってきます。

県の役割

県域の社会教育活動が活発に展開できるように、学習環境を醸成社会でとがあげられます。例えば、社会教育に関する県域の調査を実施して、その結果を市町村へ還元し、そのとを市町村へ発信することなどが県の役割となります。

市町村の役割

神奈川県社会教育委員連絡協議会の役割

神奈川県社会教育委員連絡協議会(以下、「県社教連」という。) は、県市町村の社会教育委員相互の連携協調をはかり、もって県内の 社会教育の振興発展に寄与することを目的としています。

講演会や研修会、調査研究を通して市町村の社会教育委員の活動に ついて、広く県内に情報を発信し、各市町村の委員をつなぐ役割や、

一般社団法人全国社会教育委員連合の会議や研究大会等へ参加し、全 国の社会教育委員の活動や国の政策などを会員へ情報提供したり、会 員の声を届けたりするなどの役割を担っています。

これからの社会教育行政

これまでの社会教育行政は、地域住民一人ひとりが自主的に参加、組織する団体やグループとともに、安全や安心に配慮した住みよい地域をつくるため、コミュニティ活動の一環として展開されてきました。

しかし、人生100年時代の到来、Society5.0やSDGs実現の提唱等、多様化し複雑化する課題の社会の変化への対応を求められる中、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要です。社会教育には、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があると言えます。

「開かれ、つながる社会教育」の実現のために、以下のように対応することが求められています。

住民の主体的な参加の ためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな 人々も含め、より多く の住民の主体的な参加 を得られるような方策 を工夫し強化

ネットワーク型 行政の実質化

社会教育行政担当 部局で完結させ ず、首長、NPO、大 学、企業等と幅広 く連携・協働

地域の学びと活動を活 性化する人材の活躍

学びや活動と参加者を つなぎ、地域の学びと 活動を活性化する多様 な人材の活躍を後押し

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(中央教育審議会答申)平成30年12月」より

県社教連の事業紹介 「総会」

毎年6月に開催され、前年度の事業報告及び会計報告、当該年度の 事業計画案及び予算案、また新役員について、会員の皆さんに審議し てもらいます。

また、例年総会終了後に講演会を開催しています。ここ数年「社会教育とは」「社会教育委員の役割とは」といったテーマを設け、新しく委員になった方々には自分たちの役割やその活動について考える、そして、すでに委員活動を行っている方々には、これまでの活動を振り返り、今後の活動につなげる良い機会となっています。

【過去の講演テーマと講師】

令和3年度 総会は書面開催のため、講演は中止

令和2年度 総会は書面開催のため、講演は中止

令和元年度 「地域における社会教育委委員のめざすもの

-人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点から-文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 課長補佐 下田 カ 氏

*講師の職名は講演当時のものです。

4 社会教育主事・社会教育士との協働

【社会教育法第九条の三(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)】 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

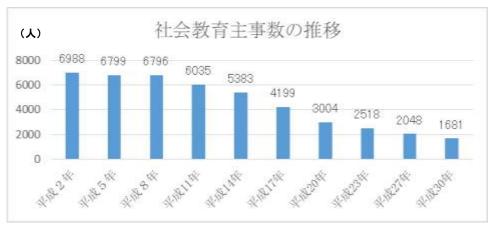
- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

社会教育主事は、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導にあたる専門的教育職員として教育公務員に位置付けられ、学校教育、家庭教育関係者との積極的な連携により、地域の教育力向上の中心的な役割を果たしています。

また、令和2年より社会教育士の称号を付与する資格制度が始まりました。社会教育士制度は、社会教育主事になるために取得すべき科目を定めた社会教育主事講習等規定の一部改正によってできた制度です。社会教育士は、社会教育主事講習等規定(第8条の3)で定められている課程修了者に授与される称号で、教育委員会からの発令を受けなくても「社会教育士」と名乗れることになりました。社会教育士には、環境や

「社会教育士」と名乗れることになりました。社会教育士には、環境や福祉、まちづくりなどの社会の多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に関わっていくことが期待されています。

文部科学省の統計によれば、都道府県及び市町村の教育委員会が発令している社会教育主事数は、社会教育法にその設置が明記された昭和26年以降漸増する傾向にありましたが、平成2年をピークに漸減に転じ、その傾向が今日まで続いています。



文部科学省『社会教育調査報告書』から

【神奈川県の社会教育主事の発令状況の推移】

	発令人数				
年	H 6	H 16	H 25	H 30	R 3
県	20人	21人	16人	14人	14人
市町村	168人 (派遣を含む)	107人	90人	75人	100人

神奈川県生涯学習要覧(平成6年度)

神奈川県生涯学習文化財要覧(平成16年度)

神奈川県生涯学習年報(平成25年度)

神奈川県教育委員会生涯学習課調べ(平成30年度、令和3年度)

社会教育主事の設置率の低下やその不要論がある中で、社会教育委員は社会教育主事の存在意義を広くPRし、社会教育主事の意義や役割について意図的に議論する機会を作ることも重要です。

そして、社会教育委員と社会教育主事が車の両輪となり、地域の課題やニーズの把握、学習環境の整備、学習支援等、各地区の社会教育の推進のために協力し合っていくことが大切です。

県社教連の事業紹介 「研修会」

毎年8月に各地域における社会教育活動の状況や研究成果について 確認するとともに、生涯学習社会の観点に立って、社会教育のあり方 や今日的な課題解決と資質の向上を図ることを趣旨に研修会を実施し ています。

令和3年度は、動画配信によるWeb開催としました。令和2年度地区研究会担当町の葉山町と山北町にも発表していただきました。

令和2年度は、書面開催となりました。講師の講演映像DVDを各市町村事務局に送付し、社会教育委員会議の際に視聴してもらいました。また、情報提供「先輩に教えてもらおう」を行い、事前に募った質問に副会長に回答していただきました。

令和元年度は、講演の後、小グループに分かれグループ協議を行いました。

【過去の講演テーマと講師】

令和3年度 「社会教育委員の新たな役割」

明治学院大学社会学部社会学科教授 坂口 緑 氏

令和2年度 「社会教育と社会教育委員の役割」

教職員支援機構つくば中央研修センター長

全国社会教育委員連合副会長 清國 祐二 氏

令和元年度 「地域に貢献する社会教育」

日本大学文理学部教育学科教授 佐藤 晴雄 氏 *講師の職名は講演当時のものです。

5 社会教育関係団体の目的

【社会教育法第十条(社会教育関係団体の定義)】

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、 公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目 的とするものをいう。

【社会教育法第十三条(審議会等への諮問)】

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

「公の支配」に属さない自主・自立した団体で、行政と連携し、社会教育の推進のために活動を行う団体のことを「社会教育関係団体」と呼んでいます。なじみ深いものとして、PTAや子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、婦人会、老人クラブ等、地域に基盤を置く団体や、特定の課題を追求する団体があり、それらの団体の関係者にも社会教育委員を委嘱しています。

都市化が進み、住民の考え方も多様化していく中で、会員数や組織率の減少が課題となっていることもあり、社会教育関係団体は、その存在意義を示していくことが必要でしょう。

県社教連の事業紹介 「地区研究会」

毎年2回、県内の市町村を会場に、それぞれの地区での取組や社会教育の今日的課題について研究協議・情報交換がなされる貴重な場となっています。

【過去の開催地及び研究テーマ】

令和3年度 横須賀市「社会教育・社会教育施設のあり方〜横須賀市を例として〜」 秦野市 「秦野市の社会教育〜各種団体の変遷と未来へ繋いでい くべきもの〜」

令和2年度 葉山町「生涯学習活動に関する調査から見えたこと~読み聞かせ 活

動の充実に向けた取り組み~」

山北町「少子高齢化時代における社会教育のあり方を考える 〜共和地区の取り組みをとおしての考察」

令和元年度 小田原市「まなびがつなぐまちづくり~小田原ならではの地域資源を活かして~」

厚木市「地域で子どもを育てる~家庭教育支援を通じた地域の ネットワークづくり~」

6 社会教育委員会議のもち方



平成26年11月に開催された、第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会では、公募委員の方を対象にした分科会を行いました。この分科会の中で、参加者から次のような意見が出されました。

- 市の施策を認めるだけの形骸化した会議では意味がない。会議のあり方が問われる。
- 社会教育委員自身が自分は何をしたいのかをもっと行政に訴える努力をする必要がある。
- 初めて委員になった方が、最初から会議に入っていかれるよう、この会議が何なのか、どういうことをどういうスケジュールで検討していくのか、どういう役割を担っていくのかを説明するような行政側のフォローが最初の段階で必要である。

アドバイザーからは、次のような話がありました。

「思いをもって委員になっても、社会教育委員の会議のテーマと必ずしも一致するとは限らない。いつも難しいと思うのは、事務局と議長は『今日はここまで進めたい』というその日の落としどころを考えていて、また、委員全員に発言してほしいと思っているため、一人の発言時間が短くなってしまいがちである。そこは別の機会で意見を吸い上げていただきたい。それは、公的な会議ではなく、意欲があれば手弁当で行う打ち合わせ、勉強会等の場でできるのではないか。」

社会教育委員相互の学びから地域の活性化へ

社会教育委員の会議は条例により、定例の会議の回数が定められている自治体もあります。限られた回数の会議の中で、事務局は施策説明や報告を中心に進め、それに対しての委員の意見をいくつかもらい、最後は承認してもらうような流れでシナリオを考えてしまいがちです。

そのような行政主導の会議から脱却するためには、社会教育委員相互 の学びがポイントになります。それぞれの地域や団体だけで話し合った り活動したりしていては、地域全体を活性化することは難しいでしょう。

社会教育委員が主体となって、自主的な勉強会や打ち合わせを行ったり、地域の方や様々な団体の方が一緒に話し合いを行ったりすることで、互いが切磋琢磨し、それぞれの団体の活性化が図られ、さらには地域の活性化にもつながります。

関東甲信越静社会教育研究大会(関ブロ大会)

関東甲信越静地区の各都県市区町村の社会教育委員が一堂に会し、社会教育委員相互の連携を図り、社会教育の振興に資することを目的として、毎年II月頃に関東ブロック大会が開催されます。参加には、参加費(大会資料代等)が必要となりますが、社会教育や社会教育委員の活動などについて、講演やシンポジウム、事例発表を通して協議したり、情報交換をしたりすることができる貴重な機会となっています。

開催地は、関東の | 都6県と、山梨県、長野県、新潟県、静岡県の | 1都県で行われます。開催地は | 年ごとに変わり、原則として | 年に | 回会場となります。令和7年度は神奈川県が会場となって開催される予定です。

※一般社団法人全国社会教育委員連合の全国大会や関ブロ大会等に 関する情報については、各市町村の担当者にお問い合わせください。

【過去の開催地と研究主題】

- 令和3年度 東京大会「明日に向け 学びの輪を広げよう!!
 - ~地域の魅力 グローバル社会で再発見~」
- 令和2年度 新潟大会「新しい社会教育をデザインする
 - ~つなぎ はぐぐみ 響きあう 生涯学習社会の実現~」
- 令和元年度 埼玉大会「あなたはどう生きる?人生100年時代!
 - ~主役はあなた 明るく心豊かな社会の実現~」

7 市町村のページ

					()	年度
あ	なたのま	ちの社会教育	育委員の人数	女は				
					* ()は公	募委員	のうち
当	² 校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育関係者	学識経験者	そ	の他	合	計
	名	名	名	名		名		名
	()	()	()	()	()	()
今	年度の社会	会教育委員の	の会議のテ-	-マは				
			テー	· マ				
			,	•				
教	育委員会	からの諮問う	テーマは					
			ン カ 日日 一					
			諮問テ	Z				
あ	なたのまっ	ちの社会教育	育主事または	1社会教育	季冒σ) 担当者	がは	
۳,				. 12 2 3/11				
	所	属(役)	職)		氏	名		
あ	なたを委	属したのは						
	所	属(役)	職)		氏	名		
			•					

6 わたしのまちの社会教育委員の会議の開催回数は

定例会	臨時会	小委員会	勉強会等
回	回	回	回

7	わたしのま	ちの社会教育	(特徴や誇れるこ	となど)
,	1// 0 0/ 2	ついは云秋日	(1寸以) 西1 (る)	こること

8 年間の予定

月	\Box	市町村	県社教連他
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

8 資料編

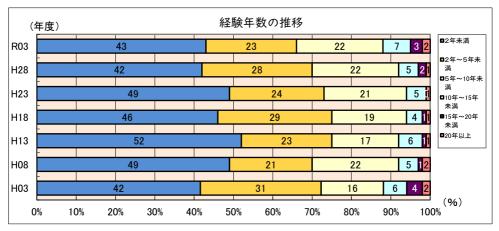
l 社会教育委員の活動のテーマ ※年度の記載がないものは令和3年度

自治体名	テーマ名または内容
横浜市	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリ
	アフリー法)」に基づく本市取組の方向性について
川崎市	学びの継続を支える社会教育-コロナ禍を背景に-(令和2・3年度)
相模原市	公民館を核とした地域づくりの新たな展開(仮主題)
横須賀市	令和3年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会発表内容についての検討
鎌倉市	「鎌倉市生涯学習プラン」の改訂(令和2年度)
藤沢市	「生涯学習ふじさわプラン2021」の進捗管理
	「生涯学習ふじさわプラン2026」の策定に向けた提言
茅ヶ崎市	新しい生活様式における社会教育の可能性と未来について
逗子市	社会教育委員会議による社会教育講座企画について
三浦市	なし
葉山町	なし
寒川町	なし
厚木市	厚木市における地域学校協働活動について及び令和3年度厚木市
	地域ぐるみ家庭教育支援フォーラムの開催について
大和市	家庭教育支援
海老名市	なし
座間市	コロナ禍の子どもの居場所について
綾瀬市	なし
愛川町	愛川町を愛する~ふるさと愛川の豊かさと愛着を感じる社会教育の振興をめざして~
清川村	生涯学習グループの活性化対策、CSと地域学校協働活動との一体
	的推進体制の整備、男女共同参画基本計画進捗管理方法について
平塚市	コロナ禍における社会教育のあり方
秦野市	なし
伊勢原市	社会教育関係事業の点検評価(令和2年度)
大磯町	第三次生涯学習推進計画の策定について(令和2年度)
二宮町	地域学校協働活動の推進
南足柄市	「子どもの地域活動について」の研究
中井町	学校と地域の連携について
大井町	「家族で親しめる図書館づくり」
	「地域と学校のニーズに合わせた地域学校協働活動の推進」
松田町	家庭における読書活動の推進について
山北町	子どもたちを育成するための、よりよい地域社会の構築-共生と共育の町を目指して-
開成町	読書活動の推進について
小田原市	地区公民館について
箱根町	「学校と社会教育」、「地域と社会教育」について
真鶴町	コロナ禍における生涯学習・社会教育事業のあり方~人と人、人
	と地域、地域と地域がつながるには~
湯河原町	湯河原町における成人式のあり方について/地域学校協働活動に
	ついて(令和元年度)

※データはすべて各年度の『神奈川の社会教育委員活動』から転載

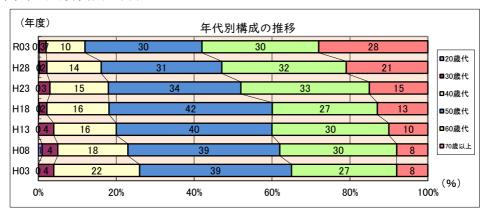
2 神奈川県の社会教育委員の推移

(1)経験年数別委員数の割合



経験年数別委員の割合を見ると、2年未満の委員の割合は半数近くになっています。一方、10年以上の経験年数の委員の割合も増えています。

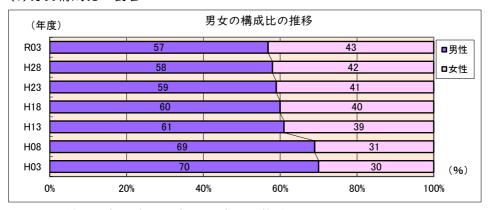
(2)年代別委員数の割合



年代別の構成を見ると、70代以上の委員の割合が年々増加し、30年前と 比べると3倍以上となっています。また、40代の委員の割合は年々減少し、 30年前と比べると半分以下となっています。

※令和3年度『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

(3)男女構成比の割合



近年、男性6割、女性4割の構成比で推移しています。

(4)公募委員数の割合(公募委員/全体の人数)



公募委員の割合は、近年は6.0%前後の間で推移しており、増加傾向であることがうかがえます。

引用・参考文献等

- 〇コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究(研究報告書) (平成26年3月 一般社団法人全国社会教育委員連合)
- ○第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会報告書(平成27年3月 第45回関東甲信 越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会)
- 社会教育委員の手引き~人づくり、地域づくりを目指して~ (平成27年4月 山梨県教育委員会)

○「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

(**答申**) (中教審第212号)」平成30年12月

第 | 部:「今後の地域における社会教育の在り方」

第2部:「今後の社会教育施設の在り方」

○「かながわ教育ビジョン」平成19年8月策定

(令和元年10月に一部改定【第5章及び第6章】)

- ○「神奈川県社会教育委員連絡協議会」
 - ・社会教育委員活動のためのハンドブック
 - ・神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)【今後3年間分を掲載予定】

総会・研修会の記録(講師講話)、市町村の活動、社会教育委員の調査

・地区研究会【今後3年間分を掲載予定】

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/syakyoren.html

○「PLANETかながわ(神奈川県生涯学習情報システム)」

県内の様々な生涯学習情報を発信しています。

https://www.planet.pref.kanagawa.jp/

○「社教情報」

全国の社会教育委員をつなぐ機関誌として一般社団法人全国社会教育委員連合が年2回発行。 I 冊360円

2016年 3月 初版

【初版】

編集担当

社会教育委員活動のためのハンドブック編集委員会

(委員長 鈴木 眞理 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長)

執筆担当

纐纈 仁志 (神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課専任主幹)

内田 源一郎 (神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課副主幹兼社会教育主事)

2019年 6月 改訂版

【第2版】

編集担当

鈴木 眞理 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長

執筆担当 神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局

2022年 5月【時点修正】

編集担当

小池 茂子 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長

執筆担当 神奈川県社会教育委員連絡協議会事務局

社会教育委員活動のためのハンドブック

2022 (令和4) 年5月

編 集 神奈川県社会教育委員連絡協議会

発 行 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話番号 (045)210-8344